

東郷町男女共同参画プラン 目次

序章 プラン策定の背景

1 男女共同参画の歩み

(1) 世界の動き	1
(2) 国と県取組	1
(3) 東郷町取組	2

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの目的	3
2 プランの基本理念	3
3 プランの基本目標	4
4 プランの期間	4

第2章 プランの推進

1 推進体制の整備	5
2 推進体制	5

第3章 プランの内容

1 プランの体系	6
2 施策・事業の目標と内容	
基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識 づくり	8
基本目標 2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり	14
基本目標 3 男女平等の就業環境づくり	20
基本目標 4 生涯にわたる健康と生活の充実	25
基本目標 5 計画決定と推進への男女共同参画	30

資料

1 関連資料	36
2 男女共同参画に関する年表	44
3 用語集	46
4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	50

5 男女共同参画社会基本法	55
6 策定経過	58
7 東郷町男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿、同策 定部会員名簿	60

序章 プラン策定の背景

1 男女共同参画の歩み

(1) 世界の動き

第二次世界大戦の反省にたって創設された国際連合は、主要課題として人権擁護に取り組み、その中に女性の地位向上と女性差別撤廃を位置づけてきました。1960年代後半から1970年代前半にかけて先進産業諸国におこった女性解放運動の動きを受け、国際的な男女平等施策は本格的な段階を迎えます。国連は、女性の地位向上を目指す世界規模の行動を進めるため、1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティーで開催された「国際婦人年世界会議」において、各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。さらに、同年の国連総会では、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までを「国連婦人の10年」と定め、1979(昭和54)年には「女子差別撤廃条約」が採択されました。さらに「国連婦人の10年」の最終年度である1985(昭和60)年には、「国連婦人の10年」で掲げた目標達成の努力を西暦2000年に向けて続けることが確認されました。

その後、1993(平成5)年の「世界人権宣言」では「女性の権利は人権である」ことが確認され、同年、国連総会では「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択されました。1994(平成6)年の「国際人口・開発会議」では「性と生殖に関わる健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の考え方が打ち出されました。さらに1995(平成7)年に北京で開催された第4回世界女性会議では、貧困の絶滅、女性と健康、女性に対する暴力、女性の人権、女性とメディアといった重大問題領域について各国が取り組むべき視点が示され、ニューヨークで開催された「女性2000年会議」に引き継がれました。

このように、国際社会における男女平等と人権擁護の歩みは、その内容の深まりと、世界各地域への拡がりをみせつつ、今日まで続いています。

(2) 国と県の実践

○国の実践

日本でも「世界行動計画」を受け、1975(昭和50)年には婦人問題企画推進本部が設置、1977(昭和52)年には「国内行動計画」が策定されました。「国連婦人の10年」の間に法律・制度の整備が進められ、最終年の1985(昭和60)年には「女子差別撤廃条約」が批准されました。

その後も男女共同参画施策は継続して推進され、1994（平成 6）年には、総理府に「男女共同参画室」が設置され、1996（平成 8）年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。さらに 1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000（平成 12）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定、2005（平成 17）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。

このような流れを受けて、「男女雇用機会均等法」「育児休業法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」など、男女平等と女性の人権に関する法の整備が進められてきています。

○愛知県の取組

愛知県においては、1976（昭和 51）年に「青少年婦人室」が設置され、男女平等に関わる取組が本格的に始まりました。男女平等に関わる包括的施策は、政府の「新国内行動計画」（1987（昭和 62）年）を受け、進められてきました。1989（平成 元）年には「あいち女性プラン」が策定され、1996（平成 8）年には「愛知県女性総合センター（ウイルあいち）」が開館しました。1997（平成 9）年には「あいち男女共同参画 2000 年プラン」が、2001（平成 13）年には「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2006（平成 18）年には計画の改訂が行われました。

（3）東郷町の取組

東郷町では、男女共同参画がまちづくりの重要課題であるという認識のもと、政策運営の基本指針である第 4 次東郷町総合計画（計画期間：2001（平成 13）年度～2010（平成 22）年度）の基本目標として男女共同参画社会の実現を掲げ、「男女平等意識の高揚」「まちづくり活動の男女共同参画の促進」「男女共同参画プランの策定」の 3 項目を挙げ、男女共同参画のまちづくりを進めることとしています。

「東郷町男女共同参画プラン」は、これらの男女共同参画施策の基本的方向と具体的施策を示す部門別計画として策定したものです。

本プラン策定にあたり、2006（平成 18）年 7 月に東郷町男女共同参画プラン策定懇話会を設け、役場内の推進本部及び策定部会により、住民意識調査結果や各種統計資料などを評価検討し、パブリックコメントを経ました。

このプランは今後、町はもとより、在勤在住者、企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの目的

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、職場・地域・学校・家庭など、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進をめざしています。

この法の趣旨にもとづいて、地方自治体レベルでも、計画を定め、公表する責任が定められています。

東郷町のプランでは、「人権の尊重」を基礎におき、あらゆる領域における男女共同参画推進のために必要な施策を具体的に定めました。また、プランを定め、進めていく過程で、男女共同参画の視点にたって住民が参画していくことを重視して策定しました。

男女共同参画社会の実現には、このプランにもとづいて、東郷町のすべての人々や行政、企業、学校、地域社会などが目標に向けて努力していく必要があります。

2 プランの基本理念

基本理念

男女共同参画社会基本法には、次の5つの理念が定められ、東郷町男女共同参画プランは、その理念に基づいて策定しています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考えること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、いろいろな方針の決定に参画する機会を確保すること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援も受け、子の養育、家族の介護その他の家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにすること。

5 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会の取組とともに歩みを進めていくこと。

3 プランの基本目標

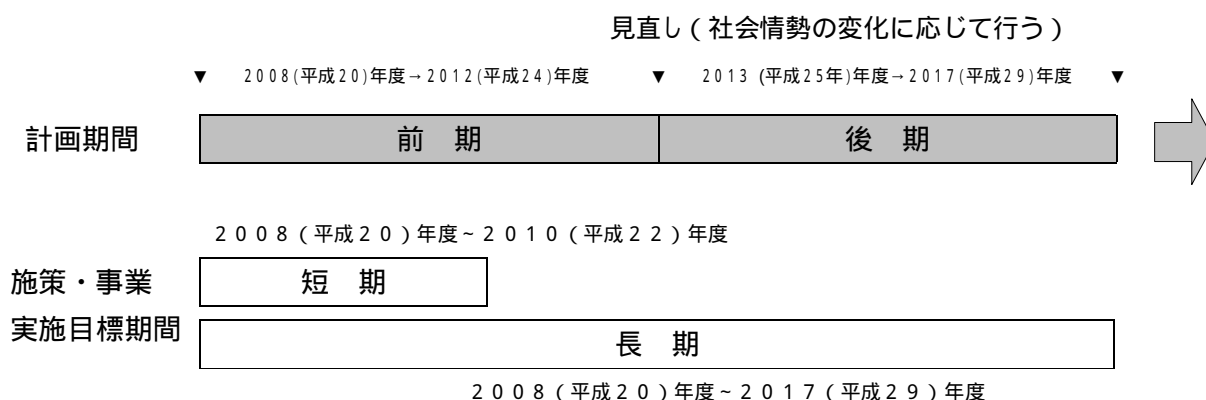
上に述べた基本理念を施策につなげていくため、次の5つをプランの基本目標とし、それぞれの目標のもとに基本的課題と施策を設定します。

- 1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり
- 2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり
- 3 男女平等の就業環境づくり
- 4 生涯にわたる健康と生活の充実
- 5 計画決定と推進への男女共同参画

4 プランの期間

プランの計画期間は、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの10年間とします。国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した施策を推進するため、中間年次に見直しを行います。

なお、社会情勢の変化などに応じて、見直し時期を変更する場合があります。



具体的な施策・事業の実施目標期間として、「短期」「長期」の別を設けています。（第3章2「施策、事業の目標と内容」）。

〔短期〕計画期間のうち、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度に実施を図ることを目標とする事業

〔長期〕計画期間内のうちに実施を図ることを目標とする事業

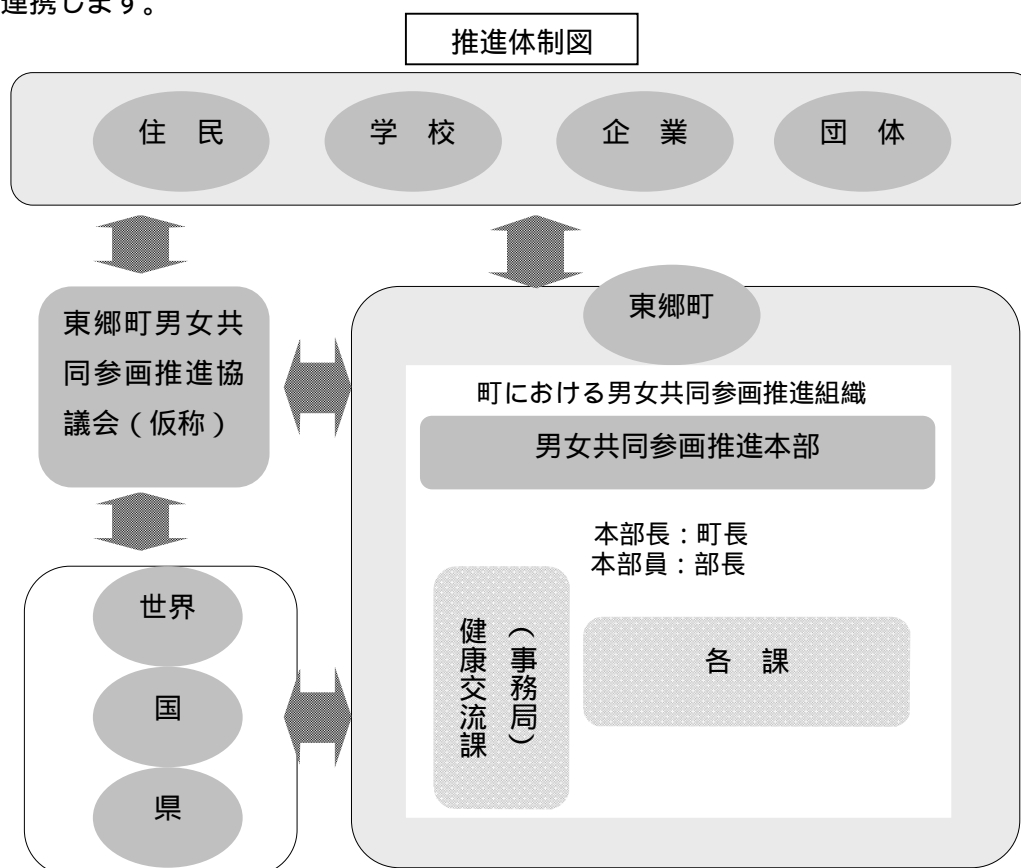
第2章 プランの推進

1 推進体制の整備

- 庁内の男女共同参画推進本部が中心となり、男女共同参画プランを推進するため、全庁をあげて積極的な取組を進めます。
- 事務局を健康交流課に置き、総合的な施策を推進します。さらに、毎年度、各事業の取組を調査、評価します。
- プランの推進に向けて、住民一人ひとり、学校、企業、団体などあらゆる対象に働きかけます。
- 学識経験者、企業・団体の代表、公募による「東郷町男女共同参画推進協議会（仮称）」を設置し、毎年、プランの進捗状況の確認、評価を行います。

2 推進体制

プランの推進にあたっては、庁内の推進体制を整備強化するとともに、住民、企業、各種団体等と連携します。



基本目標

1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり

3 男女平等の就業環境づくり

4 生涯にわたる健康と生活の充実

5 計画決定と推進への男女共同参画

基本的課題

- 1-1 あらゆる場における男女共同参画の推進と男女平等意識の醸成
- 1-2 あらゆる場における男女平等教育の推進
- 1-3 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 1-4 国際社会における男女平等との協調

- 2-1 地域における男女共同参画の促進
- 2-2 子育て家庭を支援する地域環境整備
- 2-3 男性の子育てを促進する環境づくり
- 2-4 多様な子育て・子育てへの支援

- 3-1 就業機会の均等な確保と女性の能力開発
- 3-2 職場における男女平等の推進と就業環境の整備
- 3-3 男女の職業生活と家庭生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）
- 3-4 農業・自営層の女性の自立支援

- 4-1 ジェンダーの視点に基づいた生涯にわたる健康支援
- 4-2 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点にたつ情報提供と支援
- 4-3 高齢者の生活安定と自立支援
- 4-4 障害者の生活安定と自立支援
- 4-5 介護の社会化の推進

- 5-1 政策・方針決定への男女共同参画
- 5-2 住民とのパートナーシップ
- 5-3 情報の集積と発信
- 5-4 広域的な推進体制づくり

施策の方向

- [1 - 1 - 1 男女共同参画に関する啓発と情報提供
1 - 1 - 2 男女共同参画に関する調査・研究の実施
1 - 1 - 3 メディアにおける人権尊重の推進
- [1 - 2 - 1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進
1 - 2 - 2 生涯学習の場での男女平等教育の推進
- [1 - 3 - 1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進
1 - 3 - 2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進
1 - 3 - 3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進
- [1 - 4 - 1 男女共同平等に関する国際的な動向の把握と情報提供
1 - 4 - 2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援
1 - 4 - 3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援
- [2 - 1 - 1 地域の団体や企業への女性登用の促進
2 - 1 - 2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成
- [2 - 2 - 1 子育て支援に関わる施設と環境の整備
2 - 2 - 2 子育てネットワークに対する支援
- [2 - 3 - 1 男性に対する子育て支援の充実
2 - 3 - 2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援
- [2 - 4 - 1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実
2 - 4 - 2 障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実
2 - 4 - 3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進
- [3 - 1 - 1 就業機会における平等の確保
3 - 1 - 2 女性の能力開発と育成
3 - 1 - 3 女性の再就職と起業の支援
- [3 - 2 - 1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備
3 - 2 - 2 パートタイム労働等における均等待遇の確保
- [3 - 3 - 1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発
3 - 3 - 2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備
- [3 - 4 - 1 農業・自営層女性の自立支援
3 - 4 - 2 家内労働に従事する女性への自立支援
- [4 - 1 - 1 男女共同参画の視点にたった健康施策の推進
- [4 - 2 - 1 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する情報提供と啓
発の推進
4 - 2 - 2 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の観点にたつ支援の充
実
- [4 - 3 - 1 高齢者の生活安定と自立支援の推進
4 - 3 - 2 男女共同参画の視点にたった高齢者施策の推進
- [4 - 4 - 1 障害者の生活安定と自立支援の推進
4 - 4 - 2 障害者施策の男女共同参画の視点にたった推進
- [4 - 5 - 1 男女共同参画の視点にたった介護の社会化の推進
- [5 - 1 - 1 町政への女性参加促進
5 - 1 - 2 町女性職員の能力開発と女性管理職登用促進
- [5 - 2 - 1 政策立案への住民の意見反映
5 - 2 - 2 女性の人材育成
- [5 - 3 - 1 男女共同参画に関する情報の集積と発信
- [5 - 4 - 1 国、県、周辺市町との連携の促進
5 - 4 - 2 学校、企業、地域諸団体、NPOなどとの連携
5 - 4 - 3 庁内各課と連携した男女共同参画の推進

2. 施策・事業の目標と内容

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり**現状と課題**

男女共同参画の根本には、人権尊重の思想があります。「男女共同参画社会基本法」は、日本国憲法の「個人の尊重と法の下での平等」の考え方を基礎におき、「性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会の実現をめざしています。

しかし、「男は仕事・女は家庭」という性別役割分担の意識や「重要なことの決定は男性」という考え方は、根強く残っています。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(2007(平成19)年)でも、「政治の場」「家庭」「職場」などとともに「社会通念・慣習・しきたり」の分野で「男性のほうが優遇されている」と感じる人が多いという結果がみられました。このような現状を変え、男女共同参画の考え方を広めていくために、地域、学校、職場など、さまざまな場で男女共同参画についての情報提供と啓発に取り組む必要があります。

人権侵害のなかでも、女性に対する暴力の問題は、とりわけ重要な課題です。日本でも配偶者間あるいは親密な関係のもとでの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)、性暴力などへの取組が進められ、これらの暴力の背後には、固定的な役割関係があるという認識が広まりつつあります。しかし、女性に対する暴力は、まだ根強くみられます。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」でも、配偶者や交際相手から「身体的暴力」を受けたことのある人は、女性全体の17%にのぼっていました。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本的課題のひとつと位置づけ、啓発と支援を進めていくことが必要です。

一方、人権の尊重と男女平等を進めるにあたって、世界的な動向を把握し、情報提供することも課題です。さらには、東郷町に在住する外国人の問題に取り組むときも、人権尊重と男女平等の観点にたって、共生と支援を行うことが求められています。

基本的課題1-1

あらゆる場における男女共同参画の推進と男女平等意識の醸成

施策の方向

- 1-1-1 男女共同参画に関する啓発と情報提供
- 1-1-2 男女共同参画に関する調査・研究の実施
- 1-1-3 メディアにおける人権尊重の推進

(短期)計画期間のうち、2008(平成20)年度から2010

(平成22)年度に実施を図ることを目標とする事業

(長期)計画期間内のうちに実施を図ることを目標とする事業

1 - 1 - 1 男女共同参画に関する啓発と情報提供

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画に関わる講座・セミナーの開催	講座やセミナーの開催など、住民の学習機会を提供します。その際、時間帯や開催場所の多様化を図り、性別や年齢を問わず、参加しやすいように工夫します。	健康交流課	○	
住民と連携した啓発活動の企画・実施	地区の団体など各種団体と連携し、住民の意見や要望を反映させた啓発活動を企画・実施します。	健康交流課		○
広報誌やインターネットなどを通じた啓発	広報誌やホームページなどで、男女共同参画に関わる情報を提供します。	健康交流課	○	

1 - 1 - 2 男女共同参画に関する調査・研究の実施

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画に関わる調査の実施と公表	男女共同参画に関する総合的な調査や、個別課題に関する調査を行い、結果はプライバシーに配慮して住民に公表します。	健康交流課	○	
男女共同参画に関わる研究の実施	男女共同参画に関する調査の分析や、国内外の情報を収集・分析するなど、男女共同参画に関わる研究を推進し、町政に生かしていきます。	健康交流課		○

1 - 1 - 3 メディアにおける人権尊重の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
町の広報物やホームページなどにおけるジェンダーに配慮した表	広報物やホームページなどの制作・発行にあたっては、ジェンダーの視点にたって人権に配慮した表現にするよう	全課	○	

現の確立	に、働きかけます。			
メディア・リテラシーについての講座や学習会の開催	ジェンダーに敏感な視点で、テレビ、雑誌、インターネットなどのメディア情報を読み解き、情報発信する能力(メディア・リテラシー)を養うための講座や学習会を開催します。	健康交流課・社会教育課		○

基本的課題 1 - 2

あらゆる場における男女平等教育の推進

施策の方向

1 - 2 - 1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進

1 - 2 - 2 生涯学習の場での男女平等教育の推進

< 具体的事業と事業内容 >

1 - 2 - 1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
学校・幼稚園・保育園などにおける、男女平等で個を大切にする教育及び啓発の推進	・ジェンダーの視点から、教育・保育の場での性別による不必要な区別や慣習(名簿の順、持ち物の色、教職員の働きかけなど)を見直します。 ・ジェンダーの視点にたった教職員研修を行います。	児童課・学校教育課	○	
個を大切にしたい進路指導及び職業指導の形成	・学校において、性別に関わらず、個性と能力が尊重される進路選択ができるよう、職業意識づくりや進路指導を行います。 ・学校における進路指導を充実させるため、教職員研修を行います。	学校教育課	○	
教職員構成の見直しと男女平等の促進	教職員構成の男女比の均衡等、職場の男女平等を促進します。	児童課・学校教育課		○

1 - 2 - 2 生涯学習の場での男女平等教育の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
多様な人生選択ができるための学習機会の充実	性別や世代を問わず、一人ひとりの個人が、多様な生き方を選択できる情報提供として、講座・セミナーなどの学習機会を充実します。	社会教育課	○	
男女共同参画の視点にたった指導者養成と活動支援	・ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の養成を行います。 ・男女共同参画に資する学習グループなどに対する活動支援を行います。	健康交流課	○	
多様な人々が学習できる環境の整備	性別、世代、ライフステージを問わず、多様な人々が参加できるように、テーマを設定し、環境（託児、手話通訳、要点筆記など）を整備します。	全課	○	

基本的課題 1 - 3

女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向

1 - 3 - 1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進

1 - 3 - 2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進

1 - 3 - 3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進

1 - 3 - 1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
ドメスティック・バイオレンスや親密な関係のもとでの暴力を根絶するための啓発・情報提供	ドメスティック・バイオレンスや親密な関係のもとでの暴力を根絶するための意識醸成を進め、他市町村や関係機関と連携を取りつつ、情報提供を行います。	人事秘書課・児童課	○	
ドメスティック・バイオレンスなどに関わる相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口を開設し、県や他の相談窓口との連携も図ります。	児童課	○	

被害者とその家族の安全確保と支援のための体制整備	暴力被害者とその家族（子ども）に対して、関係機関（病院、警察、弁護士、被害女性や支援団体のネットワーク）と連携しつつ安全確保と支援のための体制を確立します。	児童課	○	
女性の自立支援策の推進	被害女性が自立して生活できるよう、支援策を推進します。	児童課	○	

1 - 3 - 2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)防止のための研修の実施と情報提供	セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)が人権侵害であるとの認識を広めるため、町職員に対して職場研修を開催します。	人 事 秘 書 課	○	
セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)防止のための広報	企業、学校、諸団体と連携した広報活動を行います。	農 政 商 工 課 ・ 児 童 課 ・ 健康交流課・学校教育課	○	
セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)の相談窓口の設置	セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)に対する町職員のための相談体制を整備します。	人 事 秘 書 課	○	

1 - 3 - 3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
女性に対する暴力に関わる情報提供	女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、多様な場で広報・啓発し、相談窓口などの情報提供を行います。	全課	○	
女性に対する暴力に関わる相談体制の推進	女性に対する暴力への対応を含めた相談窓口を設置します。	児童課	○	
女性に対する暴力に関わる職員研修の充実	暴力を受けた被害女性などに適切な対応ができるよう、職員研修を進めます。	全課	○	

< 基本的課題 1 - 4

国際社会における男女平等との協調

施策の方向

1 - 4 - 1 男女平等に関する国際的な動向の把握と情報提供

1 - 4 - 2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援

1 - 4 - 3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援

1 - 4 - 1 男女平等に関する国際的な動向の把握と情報提供

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女平等に関する国際的な動向の把握	男女平等に関する国際的な基準や取組状況についての情報を収集・整理します。	健康交流課	○	
男女平等に関する国際的な動向についての情報提供	広報やホームページなどを通して男女平等の国際的な動向を住民に知らせ、各種講座やセミナーにも、男女平等の国際的な動向に関する情報を盛りこみます。	健康交流課	○	

1 - 4 - 2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援	民間の国際交流団体が行う男女共同参画社会に向けた活動を支援します。	健康交流課		○

1 - 4 - 3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
在住外国人のための情報提供と相談体制の充実	男女共同参画の視点にたって、在住外国人の人々が相談できる相談窓口を設置します。その際、自国語での相談と情報提供に努めます。	健康交流課	○	

基本目標2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり

現状と課題

地域・家庭生活では、意識しないままに、性別による役割分業があらわれることがあります。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」によると、区・自治会の会合・活動において、男性が「自分」が行うとする人の割合は女性と大差はありませんが、家事、育児、子どもの教育、子どもに関する会合・活動などは、圧倒的に女性によって担われていました。しかし、その一方で、区・自治会の長など、代表やリーダーシップを発揮する役割の多くは、もっぱら男性によって担われているのが実情です。

このような状況を変えていくため、地域の団体や委員などへの男女双方の登用を進めることが、重要な課題です。女性問題や男女共同参画に取り組んでいる諸団体の支援を進め、団体同士の交流ネットワークをつくることも必要です。

また、家庭生活での男女共同参画を進めるために、特に子育ての男女共同参画を進めることは重要な課題です。日本では、高度経済成長期以降、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方と実態がつくられ、特に子育ては「3歳までは母の手で」という考え方のもと、母親の役割と位置づけられ、地域や親族の連帯が弱まるなかで、母親の孤立育児と育児不安という問題を生みだしてきました。同時に、このような性別役割分業は、父親が子育てを行う権利を奪うものでもありました。1990年代以降、行政の子育て支援が進むなか、地域の子育てグループやNPOの活動が活発になり、行政との連携が促進されるなど、子育てをめぐる新しい動きがみられるようになってきました。男性の育児参加はまだ低調ですが、父親の子育てグループが各地で活発に活動する動きもみられます。

東郷町では「東郷町子育て支援計画」を策定し、それにもとづいた政策を進めています。その推進にあたり、男女共同参画の視点をもって進めることが重要です。多様な保育施設・保育環境整備など女性が働きつづける条件整備や育児の悩みを解消するための支援を進めるとともに、男性を対象にした子育て支援を充実させること、ひとり親家族や障害のある児を育てる家族など多様な家族の実態に応じた子育て支援を行うこと、さらには子どもの人権を尊重した「子育て支援」を行うことが求められています。

< 基本的課題

2 - 1 地域における男女共同参画の促進

施策の方向

2 - 1 - 1 地域の団体や企業への女性登用の促進

2 - 1 - 2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成

2 - 1 - 1 地域の団体や企業への女性登用の促進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
区・自治会や地域の各種団体における男女共同参画の推進	地域における男女共同参画を実現するため、区・自治会、各種団体等への男性・女性双方の参加を働きかけます。	全課	○	
各種委員の役職への女性の参画促進	民生・児童委員などの各種委員の役職への女性参画を促進します。	全課	○	
地域の企業における女性の参画促進への働きかけ	地域の企業の方針決定過程への女性参画を進めるため、性別にこだわらない人材採用や登用を働きかけます。	農政商工課	○	

2 - 1 - 2 男女共同参画に関わる団体とのネットワークの形成

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画に関わるグループやNPOなどへの支援	女性問題や男女共同参画に取り組んでいる団体やNPOなどへの支援を進めます。	健康交流課	○	
女性団体や男女共同参画に関わる団体などの交流ネットワークづくり	女性問題や男女共同参画に関わる活動に取り組んでいる団体などの交流ネットワークづくりを進めます。	児童課・健康交流課	○	

2 - 2 子育て家庭を支援する地域環境整備

施策の方向

2 - 2 - 1 子育て支援に関わる施設と環境の整備

2 - 2 - 2 子育てネットワークに対する支援

2 - 2 - 1 子育て支援に関わる施設と環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
子育て支援の施設の充実と活用	子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ等をさらに充実し、住民が子育てしやすい施設として活用しま	児童課・社会教育課	○	

	す。			
保育環境の整備	多様な保育ニーズ（一時保育、乳児保育、延長保育、病後児保育）に対応した保育環境を整えます。	児童課	○	
子育てに関する多様な情報提供	子育ての不安や孤立をなくし、男女がともに育児に関わることができるよう、広報やホームページなどを通して情報提供を図ります。	児童課・健康交流課	○	
多様なニーズに応じた子育て支援の充実	「東郷町子育て支援計画」を男女共同参画の視点をもって運用し、多様な家族のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。	児童課・健康交流課	○	
男女共同参画の視点にたった子育て環境の整備	講座・セミナーでの託児、男女トイレへのベビーベッド設置、働く男女が参加しやすい時間帯や場所の設定など、子育て環境を男女共同参画の観点で見直し、改善を図ります。	全課	○	
子育てについての相談支援の充実	育児や健康に関する多様な問題を相談できる相談窓口を設置します。	児童課・健康交流課	○	

2 - 2 - 2 子育てネットワークに対する支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
子育てネットワークに対する支援	・子育てサークルや NPO などの活動の場を提供するなど、支援を行います。 ・子育てサークルや NPO など、子育てに関わる団体相互の連携や協力を促進します。ファミリー・サポート事業を促進し、男女の枠を超えた親同士の連携を進めます。	児童課・健康交流課	○	

基本的課題

2 - 3 男性の子育てを促進する環境づくり

施策の方向

2 - 3 - 1 男性に対する子育て支援の充実

2 - 3 - 2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援

2 - 3 - 1 男性に対する子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男性に対する子育て支援の充実	・男性を対象にした子育て支援や相談事業を行います。 ・父親講座など、男性を対象にした講座やセミナーを、男性が参加しやすい内容や時間帯を工夫して、開催します。	児童課・健康交流課	○	

2 - 3 - 2 男性の子育てネットワークづくりに対する支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男性の子育てネットワークづくりに対する支援	・男性が参加する子育てサークルやNPOなどとの活動に対する支援を行います。 ・男性が中心となって運営する子育てサークルやNPOの育成を促進します。	児童課・健康交流課	○	

基本的課題

2 - 4 多様な子育て・子育てへの支援

施策の方向

2 - 4 - 1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実

2 - 4 - 2 障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実

2 - 4 - 3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進

2 - 4 - 1 ひとり親家庭などへの子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
ひとり親家庭への子育て支援	ひとり親家庭の生活安定を図るため、家事・育児支援を充実します。	福祉課・児童課・保険年金課・学校教育課	○	
多様なライフスタイルの人々を対象にした相談事業の充実	多様なライフスタイルの人々を対象にした相談事業を、男女共同参画の視点をもって行います。	福祉課・児童課・学校教育課	○	
多様なライフスタイルの人々の子育てネットワークの促進	多様なライフスタイルの人々が中心となって運営する子育てサークルや N P O などに対して活動の場や情報を提供し、相互の連携や協力を促進します。	福祉課・児童課・健康交流課	○	

2 - 4 - 2 障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援の充実	・ 障害のある子どもをもつ家庭に対して、N P O やボランティア団体などと連携して適切な情報提供を行います。 ・ 障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て支援を、男女共同参画の視点をもって充実させます。	福祉課	○	
障害のある子どもをもつ家庭に対する子育て相談の充実	障害のある子どもをもつ家庭に対する相談を、男女共同参画の視点をもって、充実させます。	福祉課・学校教育課	○	

2 - 4 - 3 子どもの人権を尊重した子育て支援の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
子どもを対象にした相談窓口の設置	NPOやボランティア団体などと連携して、虐待やいじめなどの問題に対して、子ども自身が相談できる窓口を設けます。	児童課・学校教育課	○	
子どもを対象にした出会いや活動の場の提供	児童館などと連携し、子どもが多様な大人と出会ったり、子ども同士で活動できる場づくりを行います。	児童課・学校教育課・社会教育課	○	

➤コラム 子どもの権利条約

1989年の国連総会において採択・制定された条約で、それまでの国連の人権擁護の流れを受けて、「子どもの権利」を定めたものです。「未成熟だから大人に保護・養育され、管理される対象」という子ども観を変更し、大人と同様に「人権」の主体としての位置を保障しようとしています。この趣旨のもと、意見表明権、表現の自由、思想・良心及び宗教の自由、集会・結社の自由、プライバシーの権利、情報へのアクセス権などが明記されています。とはいえ、子どもを全く大人と同様に扱うということではなく、子ども固有の権利として、有害労働や麻薬、性的搾取や虐待からの保護なども定められています。日本政府は1994（平成6）年にこの条約を批准し、各自治体で子ども条例制定などの取組がなされるようになってきています。

基本目標3 男女平等の就業環境づくり

現状と課題

男女雇用機会均等法では、女性に対する差別（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、定年・退職・解雇）が法的に禁止され、就業について男女の均等な機会や待遇の確保をめざしています。

しかし、日本の女性の労働力率は、2006（平成18）年の時点で48.5%にとどまっており、均等法施行後も、ほとんど上昇はみられません。妊娠、出産、育児のために仕事を中断する女性は現在でも多く、年齢階層別にみた女性労働力率のM字カーブも維持されています。子育て支援政策として、男性が取得できる育児休業制度が導入され、推奨されていますが、日本男性の育児休業取得率は0.5%（民間企業のデータ、2005（平成17）年「女性雇用管理基本調査」より）にとどまっています。また、雇用形態が多様化するなか、パートタイマーや派遣労働などには、女性が多く働いているのが現状です。

2005（平成17）年3月に実施した「男女共同参画に関する東郷町職員意識調査」でも、職場での性別分業意識が強くみられ、女性回答者（117人）のうち、「昇進したいと思わない」が48.0%と、「昇進したいと思う」人（16.3%）を大きく上回り、その理由として「管理職としての自分の能力に不安があるから」をあげた人が半数を占めていました。男女の能力に差が無いと考える一方で、決断力、統率力、交渉・折衝能力などの項目で、女性より男性の方が優れていると考えられていました。

このような現状を変え、職場における男女平等を進めるために、平等な職務分担や人事配置の推進が必要です。女性が育児や介護のために仕事を中断せず、男性も家庭・地域生活と仕事との両立ができるよう、「仕事と生活の両立」（ワーク・ライフ・バランス）ができる職場環境を整備していくことも必要です。また、農業・自営業女性の自立支援も重要な課題であり、実態に応じた自立支援や条件整備を行っていくことが求められています。

＜基本的課題

3 - 1 就業機会の均等な確保と女性の能力開発

施策の方向

- 3 - 1 - 1 就業機会における平等の確保
- 3 - 1 - 2 女性の能力開発と育成
- 3 - 1 - 3 女性の再就職と起業の支援

3 - 1 - 1 就業機会における平等の確保

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女雇用機会均等法 など法制度の周知徹底	男女雇用機会均等法など法制度の周知徹底をはかるため職場研修を実施します。	人 事 秘 書 課	○	
	広報やホームページなどをとおして、法制度を周知します。	農 政 商 工 課	○	

3 - 1 - 2 女性の能力開発と育成

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
女性の能力開発のための学習機会の充実	女性の能力開発のためのセミナーや講座を、企業や商工会とも連携を図り、実施します。	農 政 商 工 課	○	
女性の積極的登用と人材育成	女性の研修参加を進めるなど、女性の人材育成を図ります。	全課	○	

3 - 1 - 3 女性の再就職と起業の支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
女性の再就職や再雇用支援の充実	女性の再就職、再雇用支援のために、資格取得や能力開発、技術支援などの講座やセミナー、研修を行います。	農 政 商 工 課	○	
女性の起業支援	女性の起業を支援するための講座、セミナーの開催や、広報やホームページを通しての情報提供を行います。	健 康 交 流 課・農政商 工課	○	

＜基本的課題＞

3 - 2 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

施策の方向

3 - 2 - 1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

3 - 2 - 2 パートタイム労働等における均等待遇の確保

3 - 2 - 1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女平等に関する啓発・情報提供	企業や商工会との連携を図り、職場における男女平等と就業環境整備を進めるための講演会やセミナーを支援します。	農政商工課	○	
男女平等の積極的推進	企業や商工会と連携して、男女平等の職務分担や職務配置に関する啓発を進めます。	農政商工課	○	
町職員における男女平等の積極的推進と環境整備	町職員の職務分担、人事配置、男女の育児休業等取得促進やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策促進などにおいて、率先して男女平等を推進し、環境を整備します。	人事秘書課	○	
町の委託事業者に対する男女平等の推進	町の委託事業者に対し、男女平等の推進に関する協力を依頼します。	全課	○	

3 - 2 - 2 パートタイム労働等における均等待遇の確保

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
パートタイム労働等における均等待遇確保に関する啓発と情報提供	パートタイム労働等の雇用管理の改善と均等待遇を図るため、情報提供と啓発を進めます。	農政商工課	○	

基本的課題

3 - 3 男女の職業生活と家庭生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

施策の方向

3 - 3 - 1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発

3 - 3 - 2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備

3 - 3 - 1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
住民への情報提供と意識啓発	広報などを通して「仕事と生活の両立」（ワーク・ライフ・バランス）にかかわる情報を提供します。	健康交流課・農政商工課	○	
事業者への情報提供と啓発	男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立することができるよう、事業者に対して、育児・介護休業促進や労働時間短縮、次世代育成支援対策の推進に関する啓発を行います。	児童課・健康交流課・農政商工課	○	

3 - 3 - 2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
企業に対する、「仕事と生活の両立」の奨励	次世代育成支援について優れた取組を行なっている企業の事例紹介など、企業の「仕事と生活の両立」を奨励する施策を行います。	児童課		○
町職員における「仕事と生活の両立」の推進	町職員に対して育児・介護休業の取得や年次休暇取得を呼びかけるとともに、仕事と生活の両立を可能にする職場環境の整備を行います。	人事秘書課	○	

基本的課題

3 - 4 農業・自営層の女性の自立支援

施策の方向

3 - 4 - 1 農業・自営層女性の自立支援

3 - 4 - 2 家内労働に従事する女性への自立支援

3 - 4 - 1 農業・自営層女性の自立支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
農業・自営層の男女共同参画に関わる情報提供と啓発	・家族経営協定や「あいち農山漁村男女共同参画プラン」に関わる情報提供を行い、農業・自営業女性の地位向上に向けた啓発を行います。 ・女性農業者等に対して情報提供・研修、相談、情報交換や販売場所提供などの形で、支援を行います。	農政商工課	○	
農業・自営層を対象にした介護の社会化の積極的推進	農業・自営層を対象に介護の社会化の情報を提供し、介護の社会化を進めるための条件整備を行います。	長寿介護課・農政商工課	○	

3 - 4 - 2 家内労働に従事する女性への自立支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
家内労働に従事する女性への支援	家内労働に従事する女性の労働と生活の実態を把握し、その支援のための課題を明らかにし、問題点やニーズに対応します。	農政商工課		○

➤コラム 家族経営協定

「家族経営協定」とは、農業や自営業に従事している家族が、一人ひとりを尊重するために役割分担や報酬、休日、保障などのルールを決める協定のことをいいます。東郷町では2007（平成19）年3月の時点で、家族経営協定を結んでいる世帯はありません。特に「家族従業者」として働いている女性のために、家族経営協定について、広く知らせていくことが必要です。

基本目標 4 生涯にわたる健康と生活の充実

現状と課題

日本国憲法に定められているように、すべての人には生涯にわたり、「健康で文化的な」生活を送る権利があります。ジェンダーの視点から「健康」に関する権利をみたとき重要なのは、性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の保障です。

性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、産まないかなどについて、当事者である女性の自己決定を尊重する考え方のことです。この視点から日本の現状をみると、若い世代の人々が性の自己決定に関わる正確な情報を知る機会が与えられていなかったり、不妊に悩むカップルが他の選択肢に関する情報を十分に示されずに「不妊治療」を選択するなど、性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が保障されていない場面は少なくありません。

「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」によると、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人は、回答者のうち、わずか 4.5% にすぎませんでした。性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点にたった情報提供と支援を進め、妊娠・出産における健康が保障される社会環境を整えていくことは、重要な課題です。

また、高齢者世帯が増加するなか、家族介護の限界が明らかになり、介護保険制度の導入にともなって、介護の社会化に対する認識が広まりつつあります。しかし、家族による介護も専門家による介護も、もっぱら女性によって担われる傾向があります。高齢者の自立と介護の社会化に、男女共同参画の視点にたって取り組むことが必要です。

障害のある人への自立支援と生活安定に対しても同様に、男女共同参画の視点にたって施策を進めることが求められています。

基本的課題>

4 - 1 ジェンダーの視点に基づいた生涯にわたる健康支援

施策の方向

4 - 1 - 1 男女共同参画の視点にたった健康施策の推進

4 - 1 - 1 男女共同参画の視点にたった健康施策の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
健康プログラムの男女共同参画の視点にたった推進	「いきいき東郷21」「国保の特定健診等実施計画に基づく健診」などに基づいた総合的健康プログラムの実施にあたって、性別やライフステージ、仕事の有無など多様な状況に応じた健診を実施するなど、男女共同参画の視点にたった、健康施策を実施します。	保険年金課・健康交流課	○	

基本的課題

4 - 2 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の観点にたった情報提供と支援

施策の方向

4 - 2 - 1 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する情報提供と啓発の推進

4 - 2 - 2 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の観点にたった支援の充実

4 - 2 - 1 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する情報提供と啓発の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する啓発の推進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識の浸透を図るため、講座・セミナーを実施します。	健康交流課	○	
性の尊重に関する教育・啓発の充実	パートナー同士が互いの性を尊重するために、学校等における性教育や教職員など指導者に対する研修を行い、意識啓発を進めます。	学校教育課	○	
HIV/エイズ、性感染症についての知識啓発と相談	性に関して正しい知識を得るため、HIV/エイズや性感染症についての正しい知識を啓発し、相談窓口を設けま	健康交流課	○	

	す。			
--	----	--	--	--

4 - 2 - 2 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点にたつ支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
性と生殖に関する相談体制の充実	性と生殖に関する相談窓口を設けるとともに、ジェンダーに敏感な視点で相談ができる相談員を育成します。	健康交流課	○	
妊娠・出産期における女性の健康支援と環境整備	母性保護や健康管理についての啓発と情報提供を進め、妊産婦健診の充実など、安心して妊娠・出産できる環境整備を行います。	健康交流課	○	

基本的課題

4 - 3 高齢者の生活安定と自立支援

施策の方向

4 - 3 - 1 高齢者の生活安定と自立支援の推進

4 - 3 - 2 男女共同参画の視点にたった高齢者施策の推進

4 - 3 - 1 高齢者の生活安定と自立支援の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
高齢者の生きがい支援と社会参加の促進	高齢者を対象にした学習機会や就労機会の提供、老人クラブ活動の充実など、高齢者の生きがい支援と社会参加を、男女共同参画の視点にたって推進します。	福祉課・長寿介護課・農政商工課	○	
高齢者の生活自立支援	・ 高齢者の生活自立を支援するための講座やセミナーを開催します。 ・ 特に男性やひとり高齢者の参加を促します。	長寿介護課・健康交流課	○	
高齢者の経済的自立	高齢者が貧困に陥らないよう、経済的	福祉課・長	○	

支援	自立支援を進めます。	寿介護課		
----	------------	------	--	--

4 - 3 - 2 男女共同参画の視点にたった高齢者施策の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画の視点にたった高齢者福祉施策の推進	「東郷町高齢者保健福祉計画」など、高齢者を対象にした施策を、男女共同参画の視点にたって推進します。	長寿介護課	○	

基本的課題

4 - 4 障害者の生活安定と自立支援

施策の方向

4 - 4 - 1 障害者の生活安定と自立支援の推進

4 - 4 - 2 障害者施策の男女共同参画の視点にたった推進

4 - 4 - 1 障害者の生活安定と自立支援の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画の視点にたった障害者自立のための支援の推進	男女共同参画の観点から障害者の自立支援の現状を見直し、障害者自立支援を推進します。	福祉課	○	
NPO などと連携した支援環境整備の推進	NPO やボランティア団体などと連携して、障害者自立支援と生活安定を推進します。NPO など団体の選定の際には、男女共同参画の視点で運営されていることを基準とします。	福祉課	○	

4 - 4 - 2 障害者施策の男女共同参画の視点にたった推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画の視点にたった障害者施策の推進	「東郷町障害者計画」「東郷町障害者福祉計画」などを男女共同参画の視点にたって推進します。	福祉課	○	

基本的課題

4 - 5 介護の社会化の推進

施策の方向

4 - 5 - 1 男女共同参画の視点にたった介護の社会化の推進

4 - 5 - 1 男女共同参画の視点にたった介護の社会化の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
介護の社会化と介護分野での男女共同参画に関する情報提供と啓発	介護は、家族だけではなく、社会全体で担う仕事であること、介護分野での男女共同参画を進める必要があることを、広報などを通して啓発・情報提供するとともに、講座やセミナーなど学習機会を設けます。	長寿介護課	○	
男女共同参画にもとづく介護環境の整備と推進	介護 NPO・ボランティア活動を広げるなど介護環境を整備し、介護の分野での男女共同参画を促進します。	長寿介護課	○	
事業者や NPO などと連携した介護の社会化の推進	介護をになう事業者や NPO、ボランティア団体などへの支援を行います。その際、男女共同参画視点にたって運営されているかどうかを選択の基準にいきます。	長寿介護課	○	

基本目標5 計画決定と推進への男女共同参画

現状と課題

男女共同参画は、あらゆる分野で推進される必要がありますが、とりわけ政策・方針決定の場への女性の参画を進めることは重要です。女性の政治、経済、意思決定への参加を測る指標として国連開発計画が定めたジェンダー・エンパワーメント指標（GEM）をみると、日本のGEMは2006（平成18）年で75ヶ国中42位と、低いレベルにとどまっています。東郷町についてみると、女性審議会などの女性委員割合は21.9%、町職員の管理職にしめる女性割合は5.3%（2007（平成19）年）と、政策・方針決定の場への女性登用率は決して高いとはいえません。

政策・方針決定への男女共同参画を推進するために、まず町が率先して審議会委員や管理職への女性登用を進めることが課題です。また、政策立案過程に住民の意見を反映させるための制度の充実、男女共同参画に取り組む団体やNPOへの支援、女性リーダーの養成など、多様なかたちで住民、とりわけ女性の決定過程への参画を促進すること、あわせて、国・県・周辺市町、地域の学校・企業・諸団体および庁内各部課と連携をとり、広域的な推進体制をつくることが求められています。

➤コラム ジェンダー・エンパワーメント指標（Gender Empowerment Measure）

国連の人間開発計画（UNDP）が人間開発の国際比較のために導入した三つの指標の一つである。日本は人間開発指数（HDI、Human Development Index）は2006（平成18）年のデータで第7位、HDIの男女格差を割り引いたジェンダー開発指数（GDI、Gender Development Index）では第13位ですが、女性の政治・社会的参画の水準を示すGEMでは、順位は42位と、大きく下がります。このことは、日本女性の政治・社会的地位の低さを示すものです。

基本的課題

5 - 1 政策・方針決定への男女共同参画

施策の方向

5 - 1 - 1 町政への女性参加促進

5 - 1 - 2 町女性職員の能力開発と女性管理職登用促進

5 - 1 - 1 町政への女性参加促進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
審議会等への女性委員の積極的登用促進	町の審議会・委員会等への女性委員登用を進めます。平成 30（2018）年には女性委員を 30%以上にすることを目標にします。	全課		○
女性登用率の調査と評価	女性委員登用率の状況を定期的に調査し、評価したあとに公表します。	健康交流課	○	

5 - 1 - 2 町女性職員の能力開発と女性管理職登用促進

具体的事業	事業内容	担当部署	短期	長期
女性職員の能力開発と活用促進	女性職員の能力開発を図り、積極的職務分担や人事配置による女性活用を進めます。	全課	○	
女性職員の管理職登用促進	女性職員の管理職登用を積極的に進めます。	人事秘書課		○

基本的課題

5 - 2 住民とのパートナーシップ

施策の方向

5 - 2 - 1 政策立案への住民の意見反映

5 - 2 - 2 女性の人材育成

5 - 2 - 1 政策立案への住民の意見反映

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
公募制の促進	各種審議会などの委員選出にあたっては、公募制を積極的に取り入れます。公募委員の選出にあたって、女性の積極的登用を進めます。	全課	○	
パブリックコメント制度（市民意見提出制度）などの活用	町政の政策立案過程に女性の意見や考え方を取り入れることができるように、パブリックコメント制度などの活	全課	○	

	用により、意見公募の機会を設けます。			
審議会などの公開	各種審議会・委員会に対して、住民の傍聴を進め、審議過程をホームページなどで公開します。	全課	○	

5 - 2 - 2 女性の人材育成

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
女性地域リーダーの養成	女性が意思決定や政策立案過程で活躍できるよう、女性リーダーの育成を進めます。	健康交流課	○	
(2) 女性の人材情報の整備	女性の人材情報に関するデータベースを整備し、審議会等の委員として活躍できるよう、活用します。	健康交流課	○	

基本的課題

5 - 3 情報の集積と発信

施策の方向

5 - 3 - 1 男女共同参画に関する情報の集積と発信

5 - 3 - 1 男女共同参画に関する情報の集積と発信

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画に関わる情報の集積と提供	男女共同参画に関する国内外の資料や情報を収集・整理し、「東郷町男女共同参画コーナー(仮称)」を設置し、閲覧、利用の場とします。	健康交流課	○	
男女共同参画に関わる情報交換とネットワークのための場の提供	男女共同参画に関わる情報交換とネットワークを進めるため、「東郷町男女共同参画センター(仮称)交流コーナー」を設けます。	健康交流課		○
男女共同参画に関する情報の発信	広報、ホームページ、回覧板、各種講座やセミナーなど、多様な方法で男女共同参画に関わる情報を発信します。	健康交流課	○	

基本的課題

5 - 4 広域的な推進体制づくり

施策の方向

5 - 4 - 1 国、県、周辺市町との連携の促進

5 - 4 - 2 学校、企業、地域諸団体、NPOなどとの連携

5 - 4 - 3 庁内各課と連携した男女共同参画の推進

5 - 4 - 1 国、県、周辺市町との連携の促進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
国・県との連携	男女共同参画に関する国、愛知県の政策動向を把握し、連携するとともに、東郷町の男女共同参画施策の動向について、住民に情報提供を行います。	健康交流課	○	
周辺市町との連携	周辺市町と男女共同参画施策に関する情報交換及び連携を行い、周辺市町の動向について、住民に情報提供を行います。	健康交流課	○	

5 - 4 - 2 学校、企業、地域諸団体、NPOなどとの連携

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
学校、企業、地域諸団体・NPOなどの連携	学校、企業、地域諸団体、NPOなどとの連携を図りながら男女共同参画施策を推進します。	全課	○	

5 - 4 - 3 庁内各課と連携した男女共同参画の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
庁内各課との連携	男女共同参画の推進にあたって、庁内各課との連携を図っていきます。	健康交流課	○	
町政の課題への男女共同参画の視点の導入	社会情勢に応じて設定される町政の課題を実行するにあたって、男女共同参画の視点を入れていきます。	全課	○	

